

ひとり親ワークライフ 臨時サポート事業

仕事も、資格も
諦めない

育児と仕事をひとりで担うひとり親の方が安心して生活できるよう、資格や経験を持つ支援員の派遣や施設での子どもの一時預かりを通して、子育てや家事の負担を軽減し、育児と仕事の両立をサポートします。

育児に
余裕がもてない

子どもの預け先が見つからず
仕事を休まなければならない

体調を崩して子どもの
世話ができない

家事に
手が回らない

買い物に行く時間が取れない

育児と家事が重なり
気持ちに余裕がない

キャリアアップに
不安がある

資格取得の勉強時間が欲しい

就職活動をしたい



「少し手伝ってほしい…」
そんなときに**力になります！**



生活の様々な場面から
子育てや家事の
サポートを行います！

- 家庭での子どもの世話・見守りなど、子育てのサポート
- 部屋の軽い掃除や洗濯など、日常の家事のサポート
- 施設での子どもの預かり など

※ご利用いただけるサービスは事業者によって異なります。

利用料

無料

※買い物の実費代などは除きます。



手続きや
事業の詳細
はこちら

利用できる方

18歳以下の子どもを養育するひとり親家庭の方など

※所得制限はありません。

※児童扶養手当の対象となる方は原則対象となります。

利用上限

小学生以下の子どもがいる世帯：最大96時間/月

中学生以上の子どもがいる世帯：最大24時間/月

利用の手順などは、裏面をご覧ください。→→→



まずは「事前登録」を／

利用の流れ4ステップ



登録の際は
こちらを確認

STEP

1

事業者を選ぶ 登録する

県ホームページから事業者を選び、利用登録書を事業者に提出

STEP

2

派遣や預かりを 依頼する

利用登録が完了したら、必要な時に派遣や預かりを依頼

STEP

3

派遣や 預かりの決定 サービス利用

事業者から派遣や預かり決定の連絡後、サービス利用

STEP

4

確認のサイン

サービス利用終了後、利用確認書にサインをして完了

Q どんな支援員が来てくれるの？

A 県が委託した専門の事業者のスタッフが伺います。看護師や保育士などの有資格者や、子育て・家事経験の豊富な支援員がサポートします。なお、事業者は複数のうちから選ぶことができます。



Q 派遣する事業者の選び方は？

A 事業者によって、派遣できる地域やサービス（子育て支援・病児保育・家事支援など）が異なります。詳細は、県のホームページに掲載しているので、派遣先や利用したいサービスにより、事業者を選んでください。

Q 支援員は自宅以外にも派遣できるの？

A 自宅以外にも児童館や子育て支援センターなど、子育ての支援ができる場所であれば派遣できます。また、児童養護施設などの専門機関に子どもを一時的に預けることもできます。

この他にも
疑問があったら
お気軽に
ご相談ください

Q 登録だけでも大丈夫？

A 利用の予定がなくても、利用登録だけをすることもできます。事前に登録をしておけば、急な困りごとの際にもスムーズに依頼できますので、「今は大丈夫でも、いざという時のために」事前登録をおすすめします。

あわせて活用！「高等職業訓練促進給付金」

資格取得を目指すひとり親の皆さんの生活費を支援します。

支援員のサポートを
利用しながら
ステップアップ

対象者

児童扶養手当受給者または同等の所得水準の方
[6カ月以上修業し、対象資格の取得などが見込まれる方]

支給内容

訓練期間中、月額10万円を支給
[住民税課税世帯は月額7万500円]

対象資格

【例】看護師、准看護師、美容師、社会福祉士、介護福祉士、保育士など

※詳しくは福祉相談センター・各地域の県民センターまたはお住いの市の福祉担当課にお問い合わせください。

詳細は
こちら



本事業・チラシに関する
お問合せ先

茨城県福祉部子ども政策局青少年家庭課

TEL

029-301-2183

✉ hitorioyasupport@pref.ibaraki.lg.jp